# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県秩父郡小鹿野町は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県秩父郡小鹿野町 小鹿野町長

## 公表日

令和1年6月27日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	なり扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録管理 ⑤被保険者の給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限					
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					

### 2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル

介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル

介護特別徴収対象者情報ファイル

宛名情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 - 日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条

条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
		個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 る命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、
②法令上の根拠	56の2、58、61、62、80、81、 並びに内閣府・総務省令第七号	第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、 87、94、97、106、108、109の項 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15 条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総合政策課 情報担当

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総合政策課 情報担当

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,000. 2) 1,000 [ 1,000人以上1万人未満 ] 3) 1万人 4) 10万之			2) 1,000人以上 3) 1万人以上10	00人未満(任意実施) 00人以上1万人未満 人以上10万人未満 5人以上30万人未満		
	いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
2 2:~	項目評価		£	2) 基礎 3) 基礎	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	他機関に	ついては、それそれ』	<b>里</b> 点垻日評	価書义は全項目評価	善において、リス?	7対策の詳細か記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない		]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている である iが残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	<u></u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分	肢> :力を入れて行っっ ・に行っている ・に行っていない	ている			

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
◆和1年6月20日			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条	事後	法改正等に伴う修正	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第46条、第47条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、106、108、109の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第15条、第19条、第25条、第10条、第10条、第15条、第15条、第19条、第20名条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43	事後	法改正等に伴う修正	
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の職名	福祉課長 黒澤 平太郎	福祉課長	事後	様式改正に伴う修正	
令和1年6月30日	Ⅱしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正	
令和1年6月30日	Ⅱしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正	
令和1年6月30日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う修正	